

記

1 申請者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：仙台市
- ② 住所：宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：
（FAX番号）：
（メールアドレス）：
（担当者名）：
- ⑤ 資本金の額又は出資の総額：
- ⑥ 従業員数又は組合員数：
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

非公表

2 食品等流通合理化事業の目標

仙台市中央卸売市場食肉市場は昭和50年の開場当初から、仙台市中央卸売市場の食肉部門として、と畜から部分加工肉までの一貫した事業運営体制を構築し、品質管理の高度化・出荷産地の広域化に尽力するとともに、東北唯一の中央食肉市場としての社会的使命を果たすことを目的として整備計画を随時見直してきた。仙台市中央卸売市場経営戦略2017（2017年度～2021年度）における強化方針では、食の安定供給の機能強化及び東北の中核的拠点としての機能強化を掲げ、市場を取り巻く環境の変化に応じた市場施設の強化を謳っているところである。

食肉市場内にある污水处理施設は、昭和50年の開場時に整備した施設であり、場内で発生したと畜廃水等の污水について、その水質を基準値以下に処理し、公共下水道に排出する施設である。

当該施設は稼働から40年以上が経過し、建物の躯体自体の劣化・損傷が激しく、破損による污水漏洩の危険性が増してきているほか、施設設備の全体的な老朽化により整備・修繕に係る費用が増加する傾向にあり、現状の施設維持に係る経費としては、設備整備・修繕費等に施設使用光熱水費を含めて年間50,849千円となっている。（平成28年度実績）

このまま使用を続けた場合、大規模な施設設備の故障や躯体自体の破損による機能停止を招き、結果、市場機能が全部停止となる可能性がある。

また、本施設の付近が食肉製品の搬送動線となっているため、破損・故障により廃棄物と製品の接触が起こる可能性があることから、衛生面での問題がある。

以上のことから、食肉市場の安定的な運営のためには、当該污水处理施設の全面的な改築を実施し、施設の処理能力を維持するとともに衛生面等の問題を解消する必要がある。

今般の施設整備に当たっては、各種水槽や設備の高度化及びコンパクト化を実現し、施設完成後の5年後には施設維持管理費を年間42,443千円に削減（H28比約16.5%減）するとともに、市場で発生する污水处理に関する水質管理高度化マニュアルを作成して

河川に対する環境負荷の低減を図り、水質管理の高度化を推進する。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

(1) 食品等流通合理化事業の内容

【講ずる措置の類型】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 流通の効率化（イ） | <input checked="" type="checkbox"/> 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ） |
| <input type="checkbox"/> 情報通信技術その他の技術の利用（ハ） | <input type="checkbox"/> 国内外の需要への対応（ニ） |
| <input type="checkbox"/> その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ） | |

老朽化した污水处理施設については、損傷による汚水の流出や污水处理能力の低下等の問題が発生する可能性が高まっている。また、平成 27 年度に整備した大動物内蔵処理棟から搬出される食肉製品と当施設からの廃棄物の搬出動線が重なっていることから、衛生面での問題も懸念される。

これらの課題を解消するため、污水处理施設を全面的に改築し、現行の処理方式である活性汚泥法の改良方式である二段酸化法を採用し、更なる処理機能の安定化に資するとともに、処理工程において発生する汚泥を活性化・再利用化するための装置（汚泥活性化装置、微生物活性化装置）を導入し、汚水槽の施設設備の高度化を図る。加えて、汚水槽の深さを従来の 4.3m から最大 10m に変更するとともに深化に対応するべく油脂分除去方式を従来の加圧浮上方式からリアクター方式に変更することにより、処理効率を維持したまま建築面積を縮小し、施設全体のコンパクト化を図る。なお、現在、年間約 150 トン程度を施設外部へ搬出している汚泥について、上記の汚泥活性化装置等の稼働により、半分程度まで減容化することが見込まれ、汚泥搬出に係る維持管理業務量の大幅な削減が可能である。

また、現状では下水道放流水路や廃棄物搬出動線と隣接していた食肉製品の搬出路を約 50m 西側に集約し、廃棄物と食肉製品の接触の懸念を解消する。

さらに、仙台市下水道条例にある下水排除基準に沿った水質保全施設運転管理マニュアルを作成し、河川に対する環境負荷低減を図り、下水道法と水質汚濁防止法の法令を遵守した水質管理の高度化を推進する。

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要

- ① 事業所又は卸売市場の名称：仙台市中央卸売市場食肉市場
- ② 所在地：宮城県仙台市宮城野区扇町六丁目 3 番 6 号
- ③ 事業開始（開設）年月日：昭和 50 年 6 月 30 日
- ④ 事業内容：中央卸売市場（食肉市場）

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

実施者	年度	施設等の種類	施設等の規模・能力等 (m^2 、台、一式等)	事業費 (千円)
-----	----	--------	-------------------------------	-------------

仙台市	30	汚水処理施設実施設計	一式	非 公 表
	R1	衛生施設 (汚水処理施設)	・衛生施設 (RC造平屋、1002㎡)	
	2		・汚水処理用水槽(貯留槽、 培養層、ばっき槽、沈殿槽 、6,121㎡)	
	3		・処理能力1,400㎡/日	
計	—	—	—	

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	用途	必要な 資金の額 (千円)	調 達 方 法 (千円)						
				公庫	支 援 機 構	その他の 金融機関	自己 資金	その他	計	備考
				非 公 表						

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

施設改築に当たっては、各種水槽や設備の高度化及びコンパクト化、水質管理高度化マニュアルの作成及び運用などにより、維持管理費の削減及び環境負荷低減を図ることとしている。

汚水処理施設は、と畜場併設卸売市場に必要な不可欠な施設であり、当該施設が停止すればと畜解体処理ができなくなり、畜産農家の出荷を停止しなければならなくなる。

今般の汚水処理施設の改築により、これまでどおり畜産農家からの出荷を受け入れることが可能となり、畜産業の維持・発展に資するとともに、食肉の安定供給により一般消費者の利益増進に寄与する。